

令和7年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和7年度9月補正予算等関係)

警 察 本 部

令和7年9月定例会議案説明資料目次

警察本部

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第8号	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	警務課	3

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和7年8月15日専決)	監察課	6
第7号	長期継続契約の締結状況について	会計課	7

条例名等	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 警察法施行令等の一部が改正され、女性警察官（警察官の服制に準ずる女性交通巡視員を含む。）のスカートが廃止されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正 ア 警察官に対し支給する被服の品目から夏服スカートを削る。 イ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正 (1)に準じた改正を行う。 (3) 施行期日は、公布の日とする。</p>

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

(警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第1条 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給する被服)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察官に任命後初めて第1被服及び第2被服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。</p> <p>(職員の給与に関する条例との関係)</p> <p>第7条 この条例の規定により支給する支給品については、職員の給与に関する条例（<u>昭和26年鳥取県条例第3号</u>）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された警察官の給料から控除しないものとする。</p>	<p>(支給する被服)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察官に任命後初めて第1被服及び第2被服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。</p> <p>(職員の給与に関する条例との関係)</p> <p>第7条 この条例の規定により支給する支給品については、職員の給与に関する条例（<u>昭和26年2月鳥取県条例第3号</u>）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された警察官の給料から控除しないものとする。</p>

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第2条 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和46年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(職員の給与に関する条例との関係)</p> <p>第6条 支給品については、職員の給与に関する条例（<u>昭和26年鳥取県条例第3号</u>）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された交通巡視員の給料から控除しないものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネク</p>	略	<p>(職員の給与に関する条例との関係)</p> <p>第6条 支給品については、職員の給与に関する条例（<u>昭和26年2月鳥取県条例第3号</u>）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された交通巡視員の給料から控除しないものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネ</p>	略
略			
略			

タイについては2本とする。

クタイ及び合ネクタイについては2本とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年8月15日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年8月15日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 八頭町 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金191,400円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年12月19日 午前7時45分頃 イ 事故発生場所 八頭郡八頭町富枝地内 ウ 事故の状況 鳥取県郡家警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、前方の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が所有する道路左側の法面に脱輪し、同法面を損傷させたものである。</p> <p><参考> ・ 損害賠償額 191,400円 うち、保険支払額161,400円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円） ・ 県側車両損害額 0円</p>

長期継続契約の締結状況について

警察本部

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	警察本部 会計課	物品 保守	モバイルパソコン モバイルプリンター セキュリティ認証用機器	81台 81台 81台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社J E C C	24,948,000	令和7年9月1日 ～令和13年4月30日	鳥取県警察本部 情報管理課 ほか26所属